

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教員選考規則

平成16年4月1日

規則第47号

最終改正 令和3年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第3条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の教員候補者（以下「教員候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教員選考委員会)

第2条 機構に、教員候補者を選考するため、教員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(教員の選考)

第3条 委員会は、機構長の求めに応じ、別に定める教員選考基準により教員候補者の選考を行い、その結果を機構長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、機構長が指名する次の各号に掲げる者で構成する。

一 運営委員会委員を務める機構の教授 若干名

二 運営委員会委員（前号の教授は除く。） 若干名

2 機構長は、特定の教員候補者選考のために、必要と認めたときは、新たに委員を加えることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項各号に掲げる委員の中から機構長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

4 委員会に委員長代理を置き、前条第1項第2号に掲げる委員の中から互選により選出する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 第4条第1項に掲げる委員の任期は、機構長が委嘱した日から当該者の運営委員会委員の任期の末日までとする。

2 第4条第2項に掲げる委員の任期は、当該教員候補者の選考結果を機構長へ報告す

る日までとする。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、運営委員会の意見を聴いて機構長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。